

令和2年6月26日

事業者各位

埼玉県立小児医療センター病院長

### 営業活動に関する医療職員への面会自粛の緩和について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにお願いをしていました当センター医療職員との面会自粛について、このたび緩和することとしましたのでお知らせします。

面会に当たりますには、以下を順守するとともに、必要最小限で実施されるようお願いいたします。

- 職員に面会日を予約して来院すること
- 面会者は面会日において以下のいずれにも該当しないこと
  - ・最近14日以内に、発熱(37.5℃以上)、咳、下痢、全身倦怠感、味覚・嗅覚の異常等のいずれかがあった
  - ・最近14日以内に、上記項目に相当する者と濃厚接触した
  - ・海外(日本を除くすべての国と地域)から帰国後14日以内である
  - ・海外からの帰国者と接触後14日以内である
  - ・3密が成立する場面(カラオケ、ライブハウス、居酒屋、バー、ナイトクラブ等)に最近14日以内に参加した
- 病院入館時は2階エントランスで健康チェックシートを記載し、入館すること、体調に異常があった場合は面会を延期すること
- 面会は少人数、短時間で、6階の打ち合わせブース又は薬剤部において行うこと
- 面会時にはマスクを着用すること
- 面会日から3日以内に面会者が体調不良を来した場合、対応した職員に連絡すること